

# お知らせ

## 愛媛県知事選挙

### 【投票日】

11月18日(日)7時～20時（一部地域は、19時まで）

### 【期日前投票所・日程】

#### ○役場

11月2日(金)～17日(土)8時30分～20時

#### ○高尾田集会所

11月10日(土)～17日(土)9時～17時

#### ○商工会館

11月10日(土)～17日(土)9時～17時

#### ○ひろた交流センター

11月15日(木)～17日(土)9時～17時

問 選挙管理委員会 ☎(9662) 6110

## 高齢者のインフルエンザ予防接種費用補助

高齢者や慢性疾患患者がインフルエンザにかかると、重症化しやすく死亡例も多いため、流行する前に予防に努めましょう。

### 対象者

①65歳以上の人

②60～64歳の人で、心臓、じん臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫低下の重度障がい（身体障害者手帳1級程度）を有する人

**接種期間** 10月15日(日)～12月31日(日)

**自己負担額** 千円（接種期間中に1回のみ）

## 後期高齢者歯科口腔健康診査

後期高齢者医療の被保険者の人を対象に、期間中に1回のみ無料で歯科口腔健康診査を実施しています。詳しくは広報とべ6月号8ページをご確認ください。

### 受診期間

平成31年2月28日(木)まで

### 申込方法

電話、メールのいずれかから、県後期高齢者医療広域連合にお申し込みください。（受付後、受診書類一式が郵送されます。）

問 県後期高齢者医療広域連合事業課 保健事業係 ☎(911) 7739

✉ into@ehime-kouiki.jp

保険健康課保険年金係 ☎(9662) 7057

※生活保護、中国残留邦人など支援給付受給中の人は、受給証明書を提出すれば無料です。

### 接種方法

○事前に予防接種実施医療機関に予約してください。

○本人と確認できるもの（健康保険証など）を予約した医療機関に提示し、予防接種券を受け取り、必要事項を書いた後に予防接種を受けてください。

問 保険健康課健康増進係 ☎(9662) 68888

## 平成29年度町の財政健全化指標

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、自治体の財政状況の統一的な指標である健全化判断比率と、公営企業の経営の健全化を判断する資金不足比率を公表します。

**指標の対象** 本町のすべての会計、本町が関係する一部事務組合・広域連合や地方公社・第三セクター

### 国の定める基準を超える

健全化判断比率が国の定める健全化基準を超えた場合は「財政健全化計画」や「財政再生計画」を、資金不足比率が国の定める経営健全化基準を超えた場合は「経営健全化計画」を定め健全化に取り組みなければなりません。

算定した比率が低いほど自治体の財政状況は健全であると言えます。

問 企画財政課財政係 ☎(9662) 7250

## 健全化判断比率

項目	説明	本町の比率	国が定める健全化基準		備考
			早期健全化基準	財政再生基準	
実質赤字比率	一般会計等（普通会計）の実質赤字が標準財政規模に占める割合	—	14.89%	20%	6億2,818万1千円の黒字
連結実質赤字比率	全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合	—	19.89%	30%	19億1,156万5千円の黒字
実質公債費比率	一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合	1.5%	25%	35%	前年度1.4%（0.1ポイント増）
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合	16.3%	350%	—	前年度0.0%（16.3ポイント増）

※標準財政規模とは、標準税収入額と普通交付税交付額および臨時財政対策債発行可能額の合計をいい、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すものです。※比率の「—」は、該当がないことを表します。

## 資金不足比率（資金不足額が事業規模に占める割合）

公営企業会計	本町の比率	国が定める経営健全化基準	備考
公共下水道事業会計	—	20%	4億81万1千円の剰余金
農業集落排水特別会計	—		2千円の剰余金
水道事業会計	—		4億600万5千円の剰余金

※比率の「—」は、該当がないことを表します。

# 総括

## 1 人件費の状況（平成 29 年度普通会計決算）

住民基本 台帳人口 (H30.3.31)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 28 年度の 人件費率
人 21,271	千円 9,154,779	千円 628,181	千円 1,591,486	% 17.4	% 20.0

※上記の数値は総務省の地方財政状況調査と同一基準に基づく数値です。  
※人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

## 2 職員給与費の状況（平成 29 年度普通会計決算）

職員数 A	給与費				1 人当たりの 給与費 B / A
	給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
人 170	千円 592,305	千円 90,865	千円 230,041	千円 913,211	千円 5,372

※職員手当には退職手当は含みません。

## 職員の平均給与月額、初任給などの状況

### 1 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

#### (1) 一般行政職

平均年齢	平均 給料月額	平均 給与月額
43.5 歳	308,100 円	354,621 円

#### (2) 技能労務職

平均年齢	平均 給料月額	平均 給与月額
53.2 歳	256,100 円	272,840 円

※平均給与月額とは、給料に職員手当（期末・勤勉手当・退職手当を除く）を加えた平均月額です。

### 2 職員の初任給の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区分		砥部町		国	
		初任給	2 年後の給料	初任給	2 年後の給料
一般行政職	大学卒	179,898 円	191,845 円	179,200 円	191,100 円
	高校卒	147,673 円	156,106 円	147,100 円	155,500 円

### 3 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	256,700 円	292,000 円	351,400 円
	高校卒	—	—	324,500 円
技能労務職	高校卒	—	—	262,600 円

※経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいい、前歴のある場合は、採用後の年数にその前歴を換算した年数を加算した年数をいいます。

町職員の給与は、基本的なことが地方自治法や地方公務員法で定められ、その額や支給方法は町議会の議決を経て条例で定められています。今後も、給与・定員管理の適正化を進めていきます。

町職員の給与・定員管理の状況を公表します

効率的、効果的な行政体制の確立へ

## 特別職の報酬などの状況

平成30年4月1日現在

区分		給料月額等
給料	町長	784,000円
	副町長	632,000円
	教育長	570,000円
報酬	議長	319,000円
	副議長	260,000円
	議員	239,000円
期末手当	町長	(平成29年度支給割合) 6月期 1.55月分 12月期 1.75月分 計 3.30月分 加算率 15%
	副町長	
	教育長	
	議長	
	副議長	
議員		

## 定員適正化計画の数値目標と進ちょく状況

### 1 定員適正化目標

始期	終期
平成27年4月1日	平成32年4月1日

### 2 平成32年4月1日における定員の数値目標

職員を200人(±0.0%)とする。

### 3 定員適正化計画の年次別進ちょく状況(実績)

年度	職員数		
	計画	実績	増減
27(計画年)	200人	200人	—
28(1年目)	200人	199人	△1人
29(2年目)	200人	199人	0人
30(3年目)	200人	198人	△1人
31(4年目)	200人		
32(5年目)	200人		

※職員数は教育長を含んでいます。

☎総務課人事係 ☎(962)6110

## 職員手当の状況

### 1 期末手当・勤勉手当(平成29年度支給割合)

区分	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月分	0.850月分
12月期	1.375月分	0.950月分
計	2.600月分	1.800月分
その他の加算措置	職務上の段階、職務の級などによる加算有	

※支給割合は国と同じです。

### 2 退職手当(平成30年3月31日現在)

支給率	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.58250月分
勤続35年	41.325月分	49.59000月分
最高限度	49.590月分	49.59000月分
一人当たり平均支給額	8,195千円	18,983千円

※退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

### 3 時間外勤務手当

年度	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
28	29,244千円	199千円
29	35,937千円	251千円

### 4 その他の手当(平成30年4月1日現在)

手当名	内容	金額
扶養手当	配偶者	6,500円
	子	10,000円
	父母等	6,500円
	満16歳から満22歳の子の加算額	5,000円
住居手当	借家等(家賃の額が12,000円を超えるとき)	支給限度額27,000円
通勤手当	交通機関利用者(運賃相当額)	支給限度額55,000円
	乗用車等利用者(通勤距離に応じた額)	2,000円~31,600円